

令和6年能登半島地震における上越市災害義援金配分委員会

次 第

と き：令和6年5月28日（火）午後4時30分～

と ころ：上越市役所木田第1庁舎4階401会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 挨拶

4 義援金配分委員会の設置について 資料1、資料2

5 委員紹介 資料3

6 委員長及び副委員長の選任 資料4

（以下、非公開）

7 審 議

(1) 配分計画について 議案1、別紙1

(2) その他

8 閉 会

災害義援金配分委員会の設置について

『上越市地域防災計画（地震災害対策編、第 2 部地震災害対策、第 2 章災害応急対策計画、第 48 節義援金の受入れ・配分）』に下記のとおり規定

(3) 義援金の配分

① 義援金配分委員会の設置

市は、寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、配分計画を決定する。

② 義援金配分委員会の選任

義援金配分委員会の委員は、上越市社会福祉協議会、上越市町内会長連絡協議会及び上越市民生委員児童委員連絡協議会連合会等から選任する。

③ 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入れ額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

④ 配分の実施

市は、義援金配分委員会で決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に義援金の配分を行う。

⑤ 配分結果の公表

市は、被災者に対する義援金の配分結果について、報道機関等を通じて公表する。

上越市災害義援金配分委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上越市附属機関設置条例（令和6年上越市条例第2号。以下「条例」という。）第2条に基づき設置する上越市災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 上越市地域防災計画に基づき、寄託を受けた義援金を公平かつ迅速に配分するため、委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 公共的団体の代表者

ア 上越市社会福祉協議会

イ 上越市町内会長連絡協議会

ウ 上越市民生委員児童委員連絡協議会連合会

(2) その他市長が必要と認める者

(庶務)

第3条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

資料 3

令和 6 年能登半島地震における上越市災害義援金配分委員会 委員名簿

区分	団 体 名	職名	委 員 名
ア	社会福祉法人 上越市社会福祉協議会	会長	渡邊 隆
イ	上越市町内会長連絡協議会	会長	阿部 利夫
ウ	上越市民生委員児童委員協議会連合会	会長	馬場 隆信

上越市附属機関設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市附属機関設置条例（令和6年上越市条例第2号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 附属機関に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 附属機関の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 附属機関は、審査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定により会議に出席した関係者は、出席した会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。